

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 21日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県岩国市灘町1番1号
 氏 名 東洋紡株式会社 岩国事業所
 事業所長 有本 尚
 電話番号 0827-32-1721

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋紡株式会社 岩国事業所
事業場の所在地	山口県岩国市灘町1番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学繊維製造業		
②事業の規模	2548263万円(製品出荷額)		
③従業員数	474人		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・発電所で発生する石炭燃焼灰	燃え殻	再生処理業に委託してセメント原料として再資源化
	・発電所で発生する石炭燃焼灰	ばいじん	再生処理業に委託してセメント原料として再資源化
	・産業廃棄物焼却炉 燃焼灰	燃え殻	再生処理以外の中間処理業に委託(焼却)
	・産業廃棄物焼却炉 燃焼灰	ばいじん	再生処理以外の中間処理業に委託(混練、コンクリート固化)
	・製品試験により発生(水銀含有)	汚泥	管理型最終処分業者に委託
	・製品製造により発生(カロ-有)	汚泥	再生処理業に委託して燃料として再資源化
	・製品製造により発生(カロ-有)	汚泥	再生処理以外の中間処理業に委託(焼却、混合)
	・製品製造により発生(カロ-有)	廃油	自ら中間処理(産業廃棄物焼却炉)をして減量化
	・製品製造により発生(カロ-有)	廃油	再生処理業に委託して燃料として再資源化
	・製品製造により発生(カロ-有)	廃油	再生処理以外の中間処理業に委託(燃料化)
	・製品製造により発生(水分大)	廃油	再生処理以外の中間処理業に委託(油水分離)
	・製品製造により発生	廃プラスチック	自ら中間処理(産業廃棄物焼却炉)をして減量化
	・製品製造により発生	廃プラスチック	内部再資源化(マテリアル)
	・製品製造により発生	廃プラスチック	再生処理以外の中間処理業に委託(焼却、破碎、圧縮)
	・梱包用で発生する木パレット	木屑	再生処理業に委託して燃料として再資源化
	・梱包用で発生する木パレット	木屑	再生処理以外の中間処理業に委託(焼却)
	・蛍光灯、水銀灯	ガラス屑	再生処理以外の中間処理業に委託(破碎)
	・製造等で発生する瓶、容器	ガラス屑	再生処理以外の中間処理業に委託(焼却)
	・製品製造・テストにて発生	廃アルカリ	再生処理以外の中間処理業に委託(焼却、中和)
	・製品製造・設備の洗浄にて発生	廃酸	再生処理以外の中間処理業に委託(焼却)
・電池、製造等で発生する缶	金属屑	再生処理以外の中間処理業に委託(破碎、焼却)	
・装置、機器(水銀使用機器)	金属屑	管理型最終処分業者に委託	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別図のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

(第4面)

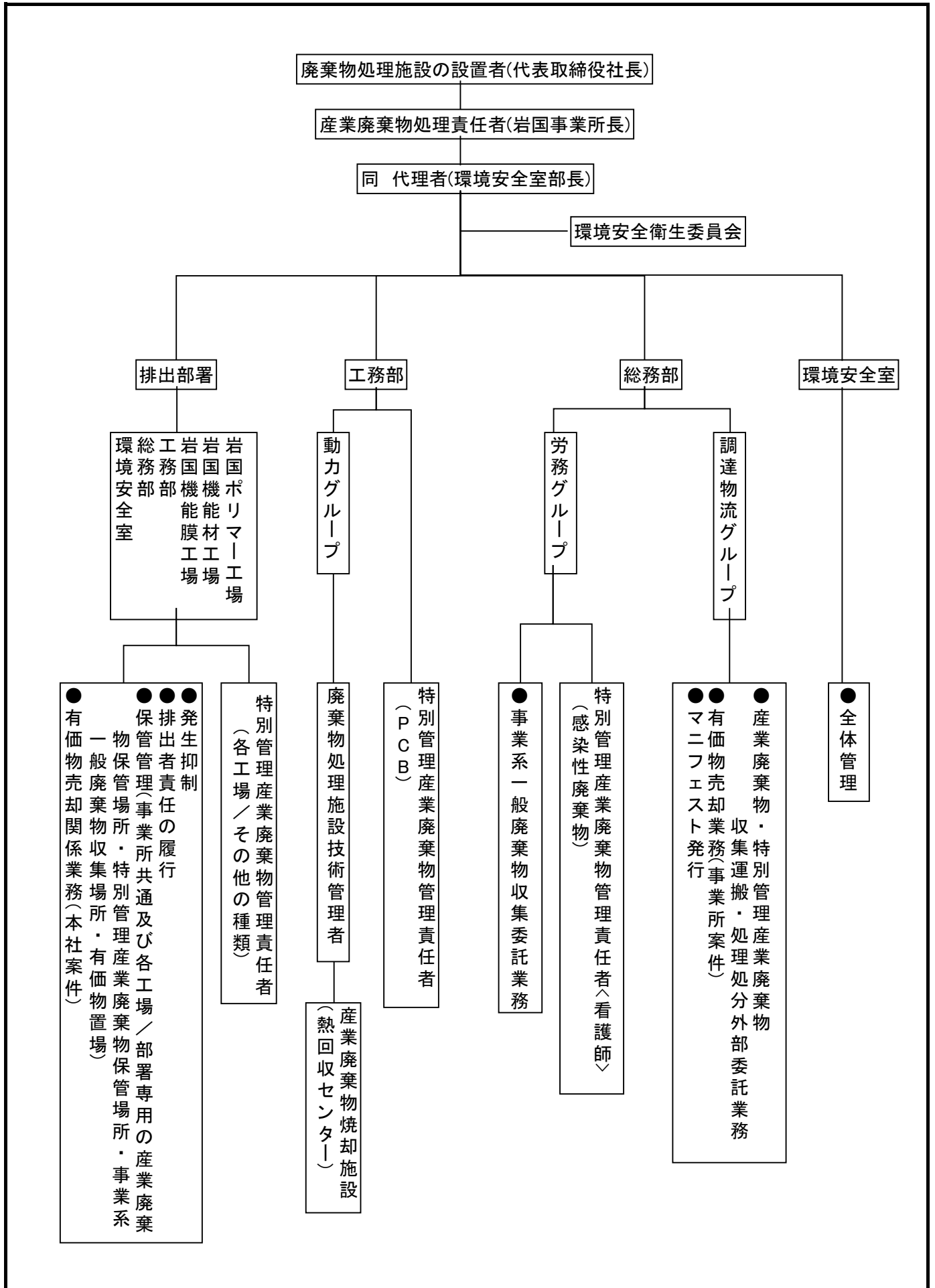
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



令和5年度 産業廃棄物処理計画書

東洋紡株式会社 岩国事業所

【別紙】

産業廃棄物の種類	(第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				(第2面) 産業廃棄物の分別に関する事項				(第3面) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				(第3面) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
	①現状		②計画		①現状		②計画		①現状		②計画		①現状		②計画				
	【前年度(令和4年度)実績】		【目標】		【前年度(令和4年度)実績】		【目標】		【前年度(令和4年度)実績】		【目標】		【前年度(令和4年度)実績】		【目標】				
	排出量 (t)	排出量 (t)	(これまでに実施した取組)	排出量 (t)	(今後実施する予定の取組)	類(及び分別している産業廃棄物の種類)	組物(今後分別する予定の産業廃棄物)	の自量 (t)	の自量 (t)	(これまでに実施した取組)	(今後実施する予定の取組)	の自量 (t)	の自量 (t)	(これまでに実施した取組)	(今後実施する予定の取組)				
燃え殻	700	575.0	・石炭火力発電所における燃料の選定(石炭種類)により未燃率を減少させる。 ・産業廃棄物焼却炉の燃焼温度安定化を図り未燃率を減少させる。	400	・石炭火力発電所における燃料の選定(石炭種類)により未燃率を減少させる。(継続) ・産業廃棄物焼却炉の燃焼温度安定化を図り未燃率を減少させる。(継続) ・発電所の燃料を転換し、燃え殻排出量の低減を図る。	発電所の燃え殻は屋根つき専用置場に置いている。焼却炉の燃え殻は蓋付ドラム缶へ入れ分別化し、専用エリア内に置いている。	現状を維持する。	—	—	—	—	—	—	—	—				
汚泥	500	207.5	・生産効率の向上(省原料化による削減) ・排水処理槽汚泥は、水分の管理を行い、発生量を抑える。	200	現状を継続管理する。	・貯蔵容器(タンク、缶)などで分別管理をしている。 ・排水処理槽汚泥は発生場所で収集、処理委託する。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—				
廃油	1600	618.8	有価物化を検討する。	650	現状を継続管理する。	貯蔵容器(タンク、ドラム缶)などで分別管理をしている。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	600	600	414.9	414.9	産業廃棄物の減量化として安定的に中間処理設備を運転する。補助燃料を導入、燃焼最適化。	0	0	産業廃棄物焼却炉を6月末までに廃止予定。
廃酸	20	41.8	廃酸はボイラー洗浄水が主で特別な減少策は実施していない。	50	現状を継続管理する。	廃酸は洗浄水としてタンクへ貯留	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃アルカリ	30	2.9	廃アルカリは実験廃液、製造プロセス洗浄液が主で特別な減少策は実施していない。	10	現状を継続管理する。	廃アルカリは専用容器に入れ保存している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	5500	2866.5	・生産効率の向上(省原料化による削減) ・製品の品質向上(歩留り率向上による削減) ・有価物化を検討する。	3000	・生産効率の向上(省原料化による削減)(継続) ・製品の品質向上(歩留り率向上による削減)(継続) ・有価物化を検討する。(継続)	廃プラスチック類の専用置場として区画している。	現状を継続管理する。	1000	0	—	—	950	950	529.9	529.9	産業廃棄物の減量化として安定的に中間処理設備を運転する。補助燃料を導入、燃焼最適化。	0	0	産業廃棄物焼却炉を6月末までに廃止予定。
紙屑	—	0.0	紙屑は特に実施していない	—	紙くず(産廃)を排出しない	紙屑はリサイクル用と分別し、管理をしている。	分別管理を徹底していく。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木屑	140	178.8	木屑はパレット、梱包材などが主で特別対策はしていない。	140	現状を継続管理する。	木屑は専用置場として区画している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
繊維くず	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
動物系固形不要物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金属くず	3	5.1	電池は特に実施していない	3	特に予定はない	水銀電池等の水銀使用製品産業廃棄物は専用置場を設置し分別管理している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガラス屑	3	4.4	蛍光管からLED照明への代替を進める。	3	蛍光管からLED照明への代替を進める。(継続) ガラス瓶の有価売却を検討する。	蛍光管等の水銀使用製品産業廃棄物は専用置場を設置し分別管理している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銼さいがれき類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
動物のふん尿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
動物の死体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ばいじん	8000	6680.0	・石炭火力発電所における燃料の選定(石炭種類)により未燃率を減少させる。 ・産業廃棄物焼却炉の燃焼温度安定化を図り未燃率を減少させる。	4000	・石炭火力発電所における燃料の選定(石炭種類)により未燃率を減少させる。(継続) ・産業廃棄物焼却炉の燃焼温度安定化を図り未燃率を減少させる。(継続) ・発電所の燃料を転換し、ばいじん排出量の低減を図る。	発電所の煤塵は屋根つき専用置場に置いている。焼却炉のばいじんは蓋付ドラム缶へ入れ分別化し、専用エリア内に置いている。	現状を維持する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13号廃棄物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	16496	11180.7		8456				1000	0	0		1550	1550	944.8	944.8		0	0	

令和5年度 産業廃棄物処理計画書

東洋紡株式会社 岩国事業所

【別紙】

産業廃棄物の種類	(第4面) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					(第4面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項										(第5面)									
	①現状		②計画			①現状					②計画														
	【前年度(令和4年度)実績】					【前年度 目標】					【前年度(令和4年度)実績】					【目標】									
	を自ら埋立処分又は海洋投入処分量(t)	を自ら埋立処分又は海洋投入処分量(t)	(これまでに実施した取組)	を自ら埋立処分又は海洋投入処分量(t)	(今後実施する予定の取組)	全処理委託量(t)	優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	行認業者への処理委託量(t)	全処理委託量(t)	優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	行認業者への処理委託量(t)	(これまでに実施した取組)	全処理委託量(t)	優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	行認業者への処理委託量(t)	(今後実施する予定の取組)			
燃え殻	—	—	—	—	—	700	200	670	—	30	575.0	15.0	560.0	—	0.0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	400	20	380	—	0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
汚泥	—	—	—	—	—	500	500	100	—	100	207.5	207.4	53.3	—	0.0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	200	200	50	—	0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
廃油	—	—	—	—	—	1000	1000	500	—	100	203.9	203.9	96.2	—	0.5	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	650	650	300	—	0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 自社の産廃焼却炉を廃止するため、その分委託料が増える予定			
廃酸	—	—	—	—	—	20	20	—	—	20	41.8	41.8	—	—	0.0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	50	50	—	—	0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
廃アルカリ	—	—	—	—	—	30	30	—	—	30	2.9	2.9	—	—	0.0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	10	10	—	—	0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
廃プラスチック類	—	—	—	—	—	3550	3550	—	—	200	2336.6	2336.6	—	—	0.0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。廃プラの有価物売却が急減速した為、新規の処理委託を行った。	3000	3000	—	—	0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 自社の産廃焼却炉を廃止するため、その分委託料が増える予定			
紙屑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	—	—	—	—	—	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
木屑	—	—	—	—	—	140	—	140	—	—	178.8	91.2	87.6	—	0.0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	140	—	140	—	—	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
繊維くず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
動植物性残さ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
動物系固形不要物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ゴミくず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
金属くず	—	—	—	—	—	3	3	—	—	—	5.1	4.6	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
ガラス屑	—	—	—	—	—	3	3	—	—	—	4.4	4.4	—	—	—	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	3	3	—	—	—	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
銚さいがれき類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
動物のふん尿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
動物の死体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ばいじん	—	—	—	—	—	8000	2600	8000	—	—	6680	0	6680	—	0.0	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。	4000	0	4000	—	—	再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
13号廃棄物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	0	0	0	0	0	13946	7906	9410	0	480	10235.9	2907.8	7477.1	0.0	0.5	—	8456	3936	4870	0	0	—	—		

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	東洋紡株式会社 岩国事業所	所在地(市町名)	岩国市	事業の種類	化学繊維製造業
------------	---------------	----------	-----	-------	---------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産業	燃え殻	575	400									575	400	15	20	560	380			0	0	
	汚泥	207	200									207	200	207	200	53	50			0	0	
	廃油	619	650			415	0	415	0			204	650	204	650	96	300			1	0	
	廃酸	42	50									42	50	42	50					0	0	
	廃アルカリ	3	10									3	10	3	10					0	0	
	廃プラスチック類	2,867	3,000			530	0	530	0			2,337	3,000	2,337	3,000					0	0	
	紙くず	0																				
	木くず	179	140									179	140	91		88	140			0		
	繊維くず	0																				
	動植物性残さ																					
	動物系固形不要物																					
	ゴムくず																					
	金属くず	5	3									5	3	5	3							
廃物	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	4	3								4	3	4	3								
	鋳さい																					
	がれき類																					
	動物のふん尿																					
	動物の死体																					
	ばいじん	6,680	4,000								6,680	4,000	0	0	6,680	4,000			0			
	13号廃棄物																					
	計 (A)	11180.729	8456	0	0	944.84	0	944.84	0	0	0	10235.889	8456	2907.759	3936	7477.11	4870	0	0	0.52	0	